

様式第 b-1 号 (注意書き)

【提出上の注意】

- 1 この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を消してください。また、変更申請の場合は、標題中「(変更)」を○で囲んでください。
- 2 この計画書は、申請に係る雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部に提出してください。
なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所(ハローワーク)に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。
- 3 この計画書は、別紙とともに最初に介護福祉機器を導入する月の初日の1か月前の日の前日までに提出してください。
- 4 計画書には次の書類を添付してください。
 - 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画対象経費内訳書【計画書提出時】(様式第 b-1 号別紙 1)
 - 介護保険法に基づく指定または許可を受けていることを証明する書類等、介護事業主であることを確認するための書類
 - 導入する介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書等(写)
 - 対象事業所における計画時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類(離職証明書(写)、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)(写)等)
 - 次のいずれかに当てはまる事業主については介護労働者名簿(様式第 b-1 号別紙 2)
 - 主たる事業が介護事業以外の事業主の場合
 - 介護労働者すべてが雇用保険一般被保険者ではない場合
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類(介護労働者の在職状況を確認するための労働者名簿、組織図等)
- 5 この導入・運用計画の内容を変更する場合(以下の①から⑥の変更の内容に応じて提出期限が異なります)は、人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画(変更)書(様式第 b-1 号)を作成し、管轄労働局長(介護福祉機器助成コース)に提出し、導入・運用計画の変更の認定を受けなければなりません。なお、変更の申請がなされず、認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護福祉機器の導入予定日及び導入・運用計画期間の変更<ol style="list-style-type: none">(1) 介護福祉機器の導入予定日の変更及びそれに伴う導入・運用計画期間の変更は、変更前の導入・運用計画期間の末日が属する月の翌々月末までに行うこと。
なお、変更後の導入予定日が、変更前の導入予定日と同月の場合は、変更を要しないものとする。(2) 介護福祉機器の導入予定日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の導入予定日は、導入・運用計画変更書の提出日が属する月の初日から7か月後以降の日付とすることはできない。(3) 介護福祉機器の導入予定日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の導入予定日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々月の初日より前の日付とすることはできない(申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。)② 新規創業の事業主における事業開始日の変更<ol style="list-style-type: none">(1) 事業開始日の変更に伴う導入・運用計画期間の変更は、変更前の導入・運用計画期間の末日が属する月の翌々月末までに行うこと。ただし、変更後の事業開始日は、導入・運用計画変更書の提出日が属する月の初日から7か月後以降の日付とすることはできない。(2) 事業開始日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。(3) 事業開始日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の事業開始日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々月の初日より前の日付とすることはできない(申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。)③ 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更<ol style="list-style-type: none">(1) 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の導入・運用計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。(2) 延長又は短縮後の導入・運用計画期間は、変更前の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。④ 導入機器の内容の変更
導入機器の内容の変更(品目、台数、購入金額(割引等により減額する場合を除く)、賃借料(割引等により減額する場合を除く)、保守契約(金額の変更を含む)、導入事業所の変更等)は、機器導入日の属する月の前月末までに行うこと。⑤ 導入機器の使用を徹底するための研修の変更
導入機器の使用を徹底するための研修のうち研修費用の変更は、研修実施日の属する月の前月末までに行うこと。⑥ その他の変更
その他の変更については、導入・運用計画の変更を要しない。 |
|--|

- 6 この計画について労働局が立入検査等を行うことがありますのでご協力ください。

【記入上の注意】

- 1 ①-(1)については、雇用保険適用事業所設置の届出をしていない場合は、この申請後速やかに労働局に届け出てください。
- 2 ①-(2)については、目標達成助成に係る目標離職率の算定の基礎となりますので、正確に記入してください。
※ 変更申請の場合は、記入不要です。
- 3 ①-(5)には、導入・運用計画期間として最初に介護福祉機器を導入する月の初日を起算日とする3か月以上1年以内の期間を記載してください。
- 4 ②-(1)の「助成金等」とは、人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)(介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護労働者設備等導入奨励金、介護労働環境向上奨励金(介護福祉機器等助成)、中小企業労働環境向上助成金(介護福祉機器等助成)、職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)及び同(介護福祉機器助成コース)を含む。)です。
- 5 ②-(1)ハについては、新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護労働者設備等導入奨励金、介護労働環境向上奨励金(介護福祉機器等助成)、中小企業労働環境向上助成金(介護福祉機器等助成)及び職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)(以下「旧上限額助成」という。)の支給決定がされていない、かつ、職場定着支援助成金(介護福祉機器助成コース/機器導入助成)及び助成金(介護福祉機器助成コース/機器導入助成)(以下「現上限額助成」という。)の支給決定がされていない事業主である場合、1,500,000と記入してください。ただし、以下の(イ)~(ハ)のいずれかに該当する事業所は、以下により算定した額を記入してください。
 - (イ) この計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成の支給決定がされ、現上限額助成の支給決定がされておらず、旧上限額助成の支給額の合計が、300万円に達していない場合

300万円から過去3年以内に支給決定された旧上限額助成の支給額の合計を減じた額と、150万円のうち、いずれか低い額を記入してください。

(ロ) 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成及び現上限額助成の支給決定がされており、旧上限額助成及び現上限額助成の支給額の合計が、300万円に達していない場合

300万円から過去3年以内に支給決定された旧上限額助成及び現上限額助成の支給額の合計を減じた額と、150万円のうち、いずれか低い額を記入してください。

(ハ) 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成の支給決定がされておらず、現上限額助成の支給決定がされており、現上限額助成の支給額の合計が、150万円に達していない場合

150万円から過去3年以内に支給決定された現上限額助成の支給額の合計を減じた額を記入してください。

- 6 ②-(2)については、介護福祉機器の購入又は賃借に要する見込額（送料、振込手数料は含めない。）、保守契約の見込額、導入機器の使用を徹底するための研修に要する見込額を記入してください。
- 7 ②-(3)については、1円未満は切り捨ててください。
- 8 ②-(3)イには、(2)の合計額の25%の額が、(1)ハの受給限度額を超える場合は受給限度額を、受給限度額より少ない場合は(2)の合計額の25%の額を記載してください。
- 9 導入・運用計画期間に導入、運用するとともに、支給申請日までに支払いが完了することが必要です。また、費用の支払いが当該導入・運用計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、導入・運用計画期間内に完了しない場合にあっては、支給申請書提出日までの支払いをもって支払いが完了したものとみなします。
- 10 この計画書の提出日において、国、地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の対象とならない場合があります。③欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入してください（書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。）。
- 11 ④欄には、以下の計算式で算出した離職率を記入してください。

機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の属する月の初日から
本計画書提出日の属する月の前月末までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数 (①(2)-3)

$$\text{計画時離職率} = \frac{\text{機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の属する月の初日における雇用保険一般被保険者 (①(2)-1)}}{\text{機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の属する月の初日における雇用保険一般被保険者 (①(2)-1)}} \times 100$$

機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の属する月の初日における雇用保険一般被保険者 (①(2)-1)

なお、「介護労働者名簿」を作成する事業主にあつては、介護労働者名簿の介護労働者数の1及び3のそれぞれの総計に置き換えて記入してください。

- 12 ⑤欄には、①(2)-1の雇用保険一般被保険者数の人数規模区分に応じて、該当する「低下させる離職率ポイント」を記入してください。

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率ポイント	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

なお、「介護労働者名簿」を作成する事業主にあつては、介護労働者数の1の総計を人数規模区分に置き換えて記入してください。

- 13 ⑥欄には、④計画時離職率から⑤離職率の低下目標を減じた数値を記入してください。

30%を超える場合は、「30%」と記入してください。

0%を下回る場合及び新規創業等により計画時離職率の算出できない場合は、「0%」と記入してください。

なお、この計画書の提出日時点の人数規模区分と、目標達成助成申請時に算出する評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分が異なる場合、目標離職率が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- 14 ⑦欄には、この申請書の内容を理解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせる場合があります。

【書類等の保管】

助成金の申請に当たって提出した書類等について、最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管してください。また、これらの書類等について労働局より提示または提出を求められたときは、速やかに提示または提出してください。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

【助成金（介護福祉機器助成コース）の支給条件】

- 1 基準期間（介護福祉機器助成コース／機器導入助成及び目標達成助成）に、申請に係る雇用保険適用事業所において3人を超え、かつ、雇用保険被保険者数の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前の保険年度に労働保険料を滞納していないこと。
- 3 過去3年以内に偽りその他不正行為により雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、または受けようとした事業主でないこと。
- 4 【記入上の注意】の5に記載する「旧上限額助成」の支給決定がされていない、かつ、「現上限額助成」の支給決定がされていない事業主であること。ただし、以下の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する場合は、新たな導入・運用計画書の申請が認められます。
 - (イ) 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成の支給決定がされ、現上限額助成の支給決定がされていない場合、旧上限額助成の支給額の合計が、300万円に達していないこと。
 - (ロ) 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成及び現上限額助成の支給決定がされている場合、旧上限額助成及び現上限額助成の支給額の合計が、300万円に達していないこと。
 - (ハ) 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、旧上限額助成の支給決定がされておらず、現上限額助成の支給決定がされている場合、現上限額助成の支給額の合計が、150万円に達していないこと。
- 5 過去に、助成金（設備改善等支援コース／計画達成助成1回目）を受給している事業主で、同一の機器に係る導入・運用計画書を提出する事業主でないこと。
- 6 労働関係法令を遵守していること。